

会 議 録

会議の名称	令和7年度第2回 福津市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和7年12月23日(火) 午後 7時00分から 午後 8時15分まで	
開催場所	福津市役所 本館2階 庁議室	
委員名	〈出席委員〉 漆谷 慎一 中村 康子 小山 知子 古野 貴 中島 究 高木 義明 仲村 亀雄 大森 静代 井上 美由紀 渡辺 智博 〈欠席委員〉 なし	
所管課職員職氏名	市民生活部長 平田 健三 保険年金医療課長 朝長 弘美 保険年金係長 清水 翔平 保険年金係 川上 結生	
会議	議題 (内容)	(1) 令和8年度福津市国民健康保険税率等について ①子ども・子育て支援金分について ②医療分、後期高齢者支援分、介護分について (2) 海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納について
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	1名
	資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度第2回福津市国民健康保険運営協議会次第 ・ 令和8年度福津市国民健康保険税率等について ・ 海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納について ・ 海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納について (追加資料)
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	記録内容の確認方法 委員確認	
その他の必要事項		

令和7年度 第2回 福津市国民健康保険運営協議会会議録

令和7年12月23日
市役所 本館2階庁議室

(事務局) 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本協議会の成立宣言を行います。国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により委員の過半数の出席で会が成立します。
本日は、定数10名中10名の出席をいただいておりますので、本協議会は成立いたします。

このあとの進行につきましては、井上会長にお願いいたします。

1. 会長あいさつ

【会長あいさつ】

(会長) それでは次第に沿って進めます。滞りなく進行しますよう皆さまのご協力をお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

(会長) はじめに、本会議の議事録署名人の指名をいたします。
国保運営協議会規則第8条の規定により、会長及び会長の指名する出席委員が会議録の署名をすることになっております。
本日は私と、公益代表の 仲村委員にお願いいたします。
議事に入ります前に、本会議は公開となっております。福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条の規定により1名のかたが本会議の傍聴を希望されています。
皆さま、傍聴人を入場させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員了承】

それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。

【傍聴人着席】

それでは議事に入ります。会が円滑に進行しますよう皆様のご協力をお願いします。

まず、議題(1)の①について事務局は説明をお願いいたします。

3. 議事

(1) 令和8年度福津市国民健康保険税率等について

① 子ども・子育て支援金分について

(事務局) それでは、議題(1)の①について説明いたします。

【事務局より説明】

(会長) 本日の協議は、県の示す納付金が仮算定ですので、方向性の協議です。方向性としては、子ども・子育て支援金分の保険税率等については、県が示す標準保険税率等をそのまま採用したいという事務局からの説明でしたが、ご質問・ご意見はありませんか。

(委員) 事務局の提案どおり、子ども・子育て支援金分については県が示す標準保険税率等をそのまま採用するというのでいいと思います。

(会長) 古野委員、いかがでしょうか。

(委員) 私も事務局の案で良いと思います。

(会長) ありがとうございます。それでは、子ども・子育て支援金分の保険税率等についての方向性をまとめたいと思います。

子ども・子育て支援金分については、事務局から県が示す標準保険税率等をそのまま採用するという方向性でいきたいという提案について、賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【挙手9人】

その他、何かご意見があるかたはいらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(事務局) ありがとうございます。それでは、皆さまのご意見を踏まえ、子ども・子育て支援金分については「県が示す標準保険税率等をそのまま採用する」という方向性で、引き続き進めさせていただきたいと思います。

②医療分、後期高齢者支援金分、介護分について

(会長) それでは、つぎに議題(1)の②について、事務局は説明をお願いします。

(事務局) それでは、議題(1)の②について説明します。

【事務局より説明】

(会長) これも仮算定ですから、来月の本算定に向けての方向性の協議となります。事務局からの説明はA案の「現行の保険税率等を据え置く」、今回はできるだけ変えないという方向性と、B案のできるだけ過不足が少なくなるよう「保険税率等を見直す」という2つの方向性でした。これらの方向性について、ご質問・ご意見はありませんか。

仮算定で、これで決定というわけではありませんので。難しいところではありますが、物価高の状況もありますので、なるべく保険税は安くして負担は少ない方がよいという考えもあると思いますが、皆さまはいかがでしょうか。

(委員) 質問ですが、資料15ページの、県が示している標準保険料率とありますが、今後はこちらに統一していくという県の方向性でスケジュールが示されているということですね。そうすると、今、福津市が保険税率を下げるという案とは逆行している形になると思いますが、事務局としてその部分についてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局) 税率が県下で完全統一されたら、保険税率は、所得割を見ても上がっていくことが予想されるのに、今、保険税率を下げて良いのかというご質問だったと思います。

そもそもこの標準保険料率も α は、令和8年度は0.8で算定されていて、0になっていません。

それともう一つは県の標準保険料率と福津市の現行税率等の余剰額を比べていただくと、県は標準的に算定しているはずなのに、余剰額が6,000万円以上という試算になっています。

なぜこのような違いがあるのかについて、事務局で算定結果を見て分析したとこ

る、使っている数字が大きく二つ違うことがわかりました。

一つは、被保険者数の見込み方が、福岡県の方が少なく見込んでいることです。事務局は見込むときに、直近の被保険者数を見ています。でも県の見込みでは、少し前の時期の全県下の分を見ているようです。人数を少なく見積もっている県の方が一人当たりの保険料率は上がることになります。

もう一つは収納見込率の違いです。収納率が低いと、ひとり当たりの保険料率を高くしておかないといけないことになります。

その二つの要因によって、県の標準保険料率は市が試算するよりも大きくなっていると思います。

そのため、標準保険料率についても、県内で保険料率が完全統一されるまで過程で少しずつ状況が変わっていくと思います。

また県下完全統一されたときには、本日の資料の8ページに記載の納付金と保険税の関係をご覧ください。右側の縦グラフにある市町村向け公費(特別調整交付金)それから三つ目にある基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料軽減繰入金、こういったものも、県内全体でシェアされることになります。

そのため、完全統一された場合、歳入と歳出の関係があるので、本日の標準保険料率がそのままになるとは限りません。

ただ、福津市は α である医療費反映係数が、つまり医療費が県下では少ないため、完全統一したら保険料率は上がる見込みです。

標準保険料率を目指しているにもかかわらず、保険税率等を下げているのかという質問については、完全統一となると、現在保有している基金を使って税率を緩和するということができなくなる予定です。

そのため、現時点では、できるだけ過不足をなくす程度に保険税率を下げるという方向性を提案しています。

しかし現行税率についても現段階の試算では、余剰額が600万となっております。

全体の総額予算が資料の8ページを見ると18億のうち約600万円が余剰分なので、ほんの少しの見込み違い、例えば被保険者数が見込みよりも減るとか減らないなどで変わる可能性が十分あるという程度です。

そのため、A案として余剰としても600万円見込ですので見直さないという案もあり、一方でわずか600万円だけれども先ほど申し上げたように、基金を積み上げていくと今後近い将来基金を使って保険税率を緩和ということが、福津市単独ではできなくなるので600万円でも、できるだけプラスマイナス0に近づけるB案。どちらの考えもあるため二つの方向性を提案しています。

(委員) さきほど説明があったように、県下で保険税率等が完全統一された際に、福津市として、保険税率等を下げることは使えなくなってしまうとなると、その基金はどうなるのでしょうか。おそらく、このままでは基金は余ってしまうのではない

でしょうか。

(事務局) 資料の8ページの「その他保険事業等」の中には、特定健診や医療費通知に係る費用、重複や多受診者に訪問指導などをして適切な医療に結び付けていただくための保健事業の費用もございますが、これらも今後、県下で標準化され、国の補助基準ぐらいに合わせていく方向の協議が現在されていますので、現状維持できなくなる可能性もあります。
完全統一後、基金の用途としては、保険税率緩和はできませんが、これら保健事業には使える見込みです。

(委員) それでは、それまでに少しは基金を残しておきたいという部分もあるということでしょうか。

(事務局) 必ずしも基金を使い切っておく必要はないかと考えております。
現時点では医療費が何らかの理由により、見込よりも急騰した場合に備えておくのが、最大の理由です。
ただ、急激に医療費が上昇した際、完全統一後は、基本的には県全体でその医療費をシェアするということになっていくため、その部分を手当するための基金の必要性は α に比例して低下していくと見込んでいます。

(委員) 被保険者の方に納めていただいたお金ですので、そのお金を使わずに残しておいて、他の事業に使うということになると、納めていただいたかたはどのように思うのかというところが気になります。

(事務局) 基金の目的としては、現時点でも医療費だけでなく、医療費適正化のための保健事業も条例上、含まれております。

(委員) 例えば、今のうちに保険税率等をもっと下げておくということはしないのでしょうか。

(事務局) 保険税率等をもっと下げて、基金をもっと使う方向で考えるということでしょうか。

(委員) はい。

(事務局) 昨年は、3,000万円程度基金から繰り入れる形で保険税率等を下げております。
資料の11ページをご覧ください。
先ほど説明しましたとおり、県はこの割合で納付金を納めてくださいという金額が示されております。Bの部分ですが、令和7年度保険税率改定前、改正しなければ、医療分で多く集めて、後期高齢者支援分が不足していて、介護分はさらに不

足しているというような状況でした。これを、税率変更で、県から示されたこの割合にできるだけ近づけることを目的としました。

ただ近づけるに当たっては、去年の時点での基金残高が、資料9ページにありますように2億8,000万と増えていたこと、物価が高騰していたことがあり、税率を上げる形で近づける選択肢ではなく、試算した全ての世帯パターンで保険税が下がるか、変わらないかにする税率等を導き出したところ、基金を取り崩しての改定でしか、ここをゼロに近づけることができませんでした。

しかし今回、基金を活用してさらに税率等を下げのご提案をしてないのは、実は県からの情報として、県の余剰金を活用して納付金を下げる方向の検討がされているので、もしかしたら納付金も下がることもあり得ると考え、現時点においては、現行税率維持または、できるだけ過不足がプラスマイナス0に近づくというパターンで皆様方には提案しているところです。

(委 員) 県の方針が不透明で、保険税率等を下げすぎると、リスクがあるかもしれないということですね。

(事務局) 現時点では県からの新たな情報提供は1月となっており、皆様と共有できない状況です。

(委 員) ありがとうございます。

(委 員) 保険料水準の統一というのは、もう県で決定されているのでしょうか。
市町村で拒否するということはできないのですよね。
もし拒否できたら、例えば、この国民健康保険運営協議会で決定して、その後市議会で決定というような流れになるのでしょうか、絶対しないといけないということなのであれば、そのことを前提に考えていかないと、どこまでできるかが議論することができないと思いますので、お尋ねいたします。

(事務局) 平成30年に県単位化されておりますので、国保の大きな運営方針は県全体で決めていく、ということを福岡県として決めています。
そのため福岡県の運営方針において、納付金を算定するにあたっては α を段階的に0に近づけていくということは決定しています。
そのため、そこは変えられませんが、完全統一の道筋については現在協議中で、来年の中間見直しで決定予定です。

(委 員) 県で決定ということですね。

(事務局) おっしゃるとおりです。県単位で方針が決定されることとなっております。

(委員) ありがとうございます。
資料12ページのB案について、緩和というのは具体的にどういうことなのか。

(事務局) 現在、子ども・子育て支援金の制度開始に伴い、保険税率等が増加する可能性が高くなっております。その増加の幅を、プラスマイナス0までできるかということ、厳しいところではございますが、このまま税率等を据え置くのではなく、少しでも税率等を下げることによって、保険税額の増加の幅を少なくできないかというご協議をお願いしたいという趣旨です。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) 子ども・子育て支援金分の方は必ず保険税額が増加するというので、その他の部分で少しでも保険税額を下げる事ができればという説明であったと思います。

事務局から提案のあった令和8年度の保険税率等については、今後県から本算定の結果が出されたのち、会としての意見をまとめることとなります。本日は、保険税率等の見直しについての方向性をまとめたいと考えております。

医療分、後期高齢者支援分、介護分については、「現行の保険税率等を据え置く」というA案が良いのではないかというかたは挙手をお願いします。

【挙手3人】

では、「保険税率等を見直す」という案Bが良いのではないかというかたは挙手をお願いします。

【挙手6人】

(事務局) それでは、本日の皆さまのご意見を踏まえ、医療分、支援金分、介護分については「保険税率等を見直す」という方向性で、引き続き進めさせていただきたいと思っております。

(2)海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納について

(会長) 次に、議題(2)について事務局は説明をお願いします。

(事務局) それでは、議題(2)について説明します。

【事務局より説明】

(会長) 議題(2)については、方向性ではなく、令和8年4月から前納制度を導入するかどうかの結論を本日決定したいということです。

事務局としては令和8年4月からすぐの導入は見送りたいという提案でした。
この提案についてご意見・ご質問のあるかたは、いらっしゃいますか。

(委員) 滞納となった場合は、滞納者のかたにどのようなアプローチを行っているのでしょうか。

(事務局) 滞納については、収納課という部署にて業務を行っておりますが、まずは、督促状を送付します。その後、催告も行っております。もちろん延滞金も加算されていきます。最終的には、財産の差し押さえで、滞納分を回収するというのが通常の流れとなります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 他にご質問・ご意見はありませんか。

福津市で前納の対象者に該当するかたがたは、皆さま、きちんと保険税を納めていただいているということですね。

(事務局) 日本語学校の生徒さんが福津市にお住まいですが、その日本語学校にお話しを伺ったところ、学校側が生徒さんに対して、保険税を払いましょうというご指導をいただいているようで、滞納されるかたはかなり少ないようです。

また、ビザ更新の際などに、やはり日本での税金に滞納がないということも更新の条件の一つになっていることもあって、既存の制度の中でも皆さま国保税を納めていただいております。滞納には至っていないという印象でございます。

(会長) 日本に入国してすぐに1年間分の保険税を払ってくださいと言われるのもかなり負担になるのではないかと思います。

他にご質問・ご意見はありませんか。

それでは、海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納について、まとめたいと考えております。

事務局から、海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納については、令和8年4月からの導入は見送りたいとの案の説明でした。

この案について、賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【挙手9人】

その他、何かご意見があるかたはいらっしゃいますでしょうか。

(事務局) それでは、本日の皆さまのご意見を踏まえ、海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納については、「令和8年4月からは導入しない」と決定しました

4. その他

(会長) 本日の議事についてはこれで全て終了しましたので、議長を退かせていただきます。みなさまのご協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。
この後、事務連絡をさせていただきますので、傍聴人のかたはご退席いただきます ようお願いいたします。

< 終了 >